

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 中土佐町簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和26年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*		職員数* (H19. 4. 1現在)	3人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	64円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,013 (H18)
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	82 (H18)
不良債務 (百万円)	—	財政力指数*	0.176 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	12.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	94.6 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：中土佐町・大野見村〕 旧中土佐町簡易水道事業と旧大野見村簡易水道事業の会計及び料金体系の統合

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から23年度まで
計画策定責任者	中土佐町長 池田 洋光
既存計画との関係	中土佐町集中改革プラン（H18～H22）
公表の方法等	町ホームページに掲載・議会での計画説明を実施予定
基本方針	収支均衡予算を前提とし、既存施設及び設備の耐久性診断に基づき、施設更新事業及び維持管理業務を計画的に行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	—	13	21	33
	補償金免除額	—	2	4	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	—	—	—	—
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	—	—	—	—

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業（簡易水道）	7,928	12,550	20,793	41,271
	合 計 (A)	7,928	12,550	20,793	41,271
※ 一般会計のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		7,928	12,550	20,793	41,271

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※ 一般会計のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※ 一般会計のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>合併で水道会計の統合がなされたが、歳入においては、水道料金収入及び一般会計からの基準内繰入金で歳出を賄うことを前提としているが、現状では一般会計からの基準外繰入を行うことにより不足額を補填している。</p> <p>歳出においては、平成18年度から平成26年度にかけて、平成13年度から平成16年度にかけて行なわれた大型投資事業（①未普及地解消事業及び②老朽化した6施設の配水池統合事業）の起債償還のピークをむかえており、平成17年度からの3年間は支出科目の中で公債費が最大の割合（[公債比率]平成17年度30.98%/平成18年度：48.03%）を占めている。本年度当初予算においても同様の傾向が見られ、耐用年数の経過した老朽化施設及び配水管が多数存在するにもかかわらず更新事業を進めることが困難な状況にある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 維持管理費用の削減</p> <p>水道施設管理台帳を整備することにより、施設及び配水管の施行(布設)年度を考慮した効率的な維持管理を行い、経費削減を図っていく。</p> <p>課 題 ② 施設更新事業の推進</p> <p>老朽化施設の耐久性診断及び更新計画の策定を平成19年度中にコンサルタント事業者と共同で作成していく。平成20年度以降は計画に基いた更新事業を実施していくことにより、非効率的な補修作業を削減していく。このことにより、補修・更新のトータルコストの縮減に努めていく。</p> <p>課 題 ③ 水道料金収納率向上</p> <p>水道料金滞納者に対し①督促②催告③給水停止による収納業務強化を行い、自主的な納付を促していく。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	106	110	124	133	111	113	111	110	109	108
		(1) 営 業 収 益 (B)	100	101	106	106	102	101	101	101	100	100
		ア 料 金 収 入	100	100	105	106	101	101	101	101	100	100
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	6	10	17	27	10	11	10	10	9	8
		ア 他 会 計 繰 入 金	6	10	17	21	10	11	10	9	9	8
		イ そ の 他	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	89	84	99	97	78	86	77	76	75	75	
	(1) 営 業 費 用	71	66	79	71	58	68	61	61	62	62	
	ア 職 員 給 与 費	33	28	29	26	19	20	21	21	21	21	
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	39	38	50	45	39	48	40	41	41	41	
	(2) 営 業 外 費 用	18	18	20	25	20	18	16	15	14	13	
	ア 支 払 利 息	18	18	20	21	20	18	16	15	14	13	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	18	27	24	36	33	26	34	34	34	33		
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	250	321	266	41	37	79	66	59	62	56
		(1) 地 方 債	166	188	136	0	6	23	10	10	10	10
		(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	76	116	107	0	0	0	0	0	0	0
		(6) 工 事 負 担 金	2	0	4	7	6	1	0	0	0	0
		(7) そ の 他	6	17	19	34	25	55	56	49	52	46
	2 資 本 的 支 出 (G)	265	326	287	81	66	110	100	93	96	89	
	(1) 建 設 改 良 費	252	306	235	47	17	36	26	26	26	26	
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	13	20	52	34	49	74	73	66	69	63	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 15	△ 5	△ 22	△ 40	△ 30	△ 31	△ 34	△ 34	△ 34	△ 33		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3	21	3	△ 4	3	△ 5	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	13	9	4	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	5	8	16	10	2	5	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	8	16	10	2	5	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	5	4	0	1	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	8	11	6	2	4	0	0	0	0
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	104	106	82	102	87	70	74	77	76	79
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	100	101	106	106	102	101	101	101	100	100
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	56	63	77	82	82	82	82	82	82	82
企 業 債 現 在 高	839	1007	1091	1057	1013	962	899	843	784	731
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	839	1007	1091	1057	1013	962	899	843	784	731
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	6	10	17	21	10	11	10	9	9	8
うち基準内繰入金	4	4	4	11	10	11	10	9	9	8
うち基準外繰入金	2	6	13	11	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等	2	6	13	11	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	6	17	19	34	25	55	56	49	52	46
うち基準内繰入金	6	9	19	17	25	37	38	35	36	33
うち基準外繰入金	0	8	0	17	0	18	18	14	16	13
うち赤字補てん的なもの	0	8	0	17	0	18	18	14	16	13

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率*	(%)	87	89	131	108	106	133	125	119	121	116
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	104	106	82	102	87	70	74	77	76	79
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	6	9	14	16	9	10	9	9	8	8
	うち基準内繰入金	4	4	4	8	9	10	9	9	8	8
	うち基準外繰入金	2	5	10	8	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	2	5	10	8	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	2	5	7	84	67	69	85	83	84	82
	うち基準内繰入金	2	3	7	42	67	47	57	59	58	58
	うち基準外繰入金	0	2	0	42	0	23	27	24	26	24
うち赤字補てん的なもの	0	2	0	42	0	23	27	24	26	24	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の料金体系は、全国的にみても同規模程度の事業者の平均を下回り、現在の施設維持管理費用を賄うには不十分なものとなっている。平成19年度からコンサルタント業者をまじえ適正な料金体系についての検討を行っていく。
2 他会計繰入金の見込み	当計画期間中は、料金収入等の増加及び経常経費削減が困難であるため、公債費における不足額を一般会計からの補填により賄っていくこととする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	老朽化施設の統合計画を検討中であるが、財政状況が逼迫しているため当計画期間内においては、修繕により既存施設・配水管の延命を優先していくこととする。国庫補助及び起債を活用し、漏水調査に基いた修繕を行っていくこととする。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	施設更新費用を抑制するため、既存施設及び設備の耐久性診断を本年度予定しており、可能な限り施設使用期間の延長を図っていく。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年度及び平成18年度の各年度において職員数の削減（2名の純減）を行なってきたおり、現在の水道事業は①統括職員②技術職員③事務職員を各1名ずつ、計3名体制で運営している。これ以上の削減は運営に支障をきたすと考えられることから、当計画期間内においては削減を予定していない。 町全体としては、H21年度時点で集中改革プランの目標を達成し、以後の年度についてもその状態を維持可能である。
○ 給与のあり方	当町においては、水道専門職員をおいておらず一般事務職員による水道事業運営を行なっている。したがって、給与に関しては特別基準を設けず、一般事務職と同等の基準により支給することとする。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与構造改革H18.4月実施済 地域手当制度 なし
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能職なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	なし
◇ 福利厚生事業のあり方	高知県市町村互助会規定に基づく
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	職員人件費については、職員数の削減を実施しており水道事業職員定数の適正化が図られており、平成14年度と平成19年度を比較すると約40%近くの費用削減が達成できている。維持管理費については、漏水箇所の修繕記録を集計し、頻発する区間を優先順位をつけ区間全体の老朽管更新を行っていく。これにより、非効率的な個別修繕費用の発生抑制を行なっている。また、平成19年度において老朽設備更新事業計画を含めた水道事業経営計画策定を行う予定であり、既存施設の補修等による延命措置を行なっていく。（課題①②）
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	県内においては、専用水道や複数の自治体において既に業務提携し運営をしている状態である。当町においても、水道事業者やコンサルタント会社から水道施設の維持管理、検針及び料金収納にかかる業務委託について提案を受けている。現在、社団法人日本水道協会発刊の「水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書」を参考に、業務提携のメリット・デメリットを考慮しつつ、導入に向けた検討を行なっている。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	町村合併協議会において料金体系を低い方にあわせることが決定したが、現在の料金体系では今後発生する老朽施設更新事業にかかる経費を賄うことが困難である。全国的にみても同規模程度の事業体の平均を下回り、現在の施設維持管理費用を賄うにも不十分なものとなっている。このため、平成19年度からコンサルタント業者をまじえ適正な料金体系についての検討を行っていく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	申請があれば、財政健全化に関する資料を公表していく。また、中土佐町役場広報誌に水道事業の財務状況を掲載し水道料金の適正化に向け、現状の理解を求めていく。併せて、行政サービス住民説明会に参加し財務状況の周知をはかり、料金適正化にむけた広報活動を行っていく。 担当係内での会議において事業を必要性・実施時期の適正・費用対効果等について事前に協議している。また、PDCAサイクルに基いた事業評価を行ない効率的な事業運営を図っている。平成18年度の実績として、水道料金収納率向上に向けた取組みを実施した結果、前年度比1.8%の収納率向上が見られた。
5 その他	平成18年度から給水停止をふくめた収納業務の強化をおこなった結果、同年度料金徴収率は99.3%となっている（対前年度比1.8%増加）。平成20年度からは、過年度における滞納額収納業務をさらに強化し料金収入の確保に努めていく。平成20年度以降の4年間で、対18年度0.8百万円の未収金徴収額の増加を見込んでいる。（課題③）

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
① 維持管理費用の削減	維持管理費については、漏水箇所の修繕記録を集計し、頻発する区間を優先順位をつけ区間全体の老朽管更新を行っていく。これにより、非効率的な個別修繕費用の発生抑制を行なっている。
② 施設更新事業の推進	平成19年度において老朽設備更新事業計画を含めた水道事業経営計画策定を行う予定であり、既存施設の補修等による延命措置を行なっていく。
③ 水道料金収納率向上	平成18年度から給水停止をふくめた収納業務の強化をおこなった結果、同年度料金徴収率は99.3%となっている（対前年度比1.8%増加）。平成20年度からは、過年度における滞納額収納業務をさらに強化し料金収入の確保に努めていく。平成20年度以降の4年間で、対18年度0.8百万円の未収金徴収額の増加を見込んでいる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
③	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策		1.4	4.1	1.5	0.9		0.9	1.1	1.1	1.1	1.1		
	改善額			2.7	0.1	△ 0.5	2.3	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	32.5	28.2	29.1	25.9	19.5								
	改善額		4.4	3.5	6.7	13.1	27.6							
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0								
①・②	職員数(人)	5	5	5	4	3		3	3	3	3	3		
	増減数(人)	0	0	0	△ 1	△ 1	△ 2	0	0	0	0	0	0	
	維持管理費等(修繕・管理費)	26.4	27.5	30.8	25.0	23.0		22.6	21.5	21.5	21.5	21.5		
	改善額(適正化)							0.4	1.5	1.5	1.5	1.5	6.4	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	839	1,007	1,091	1,057	1,013		962	899	843	784	731		
	増減	153	168	84	△ 34	△ 44		△ 51	△ 63	△ 56	△ 59	△ 53		
							計画前5年間改善額 合計	29.8					改善額 合計	7.2
													(参考) 補償金免除額	6

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	8,789	8,746	8,664	8,544	8,377	8,335	8,293	8,252	8,211	8,170
年間総有収水量(千m ³)	1,118,416	1,124,427	1,123,617	1,134,952	1,079,300	1,076,062	1,072,834	1,069,615	1,066,407	1,063,207
公称施設能力(m ³ /日)	8,366	8,366	8,425	8,425	8,425	8,425	8,425	8,425	8,425	8,425
1日最大配水量(m ³ /日)	5,580	5,675	5,582	5,638	5,356	5,345	5,335	5,324	5,313	5,303
最大稼働率(%)	66.7%	67.8%	66.3%	66.9%	63.6%	63.4%	63.3%	63.2%	63.1%	62.9%
供給単価(円/m ³)	87.50	87.43	90.44	93.22	93.95	93.86	93.76	93.67	93.57	126.03
給水原価(円/m ³)	113.87	139.64	200.69	115.37	118.40	148.82	139.82	132.99	135.51	129.38

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成20年度において、水道事業統合を含めた事業経営計画を策定予定であり、その中において統合可能簡易水道事業の選定を行っていく。